

## 豊岡市子育て支援総合拠点等施設愛称検討委員会設置要領

### (設置)

第1条 豊岡市子育て支援総合拠点等施設（以下「施設」という。）の愛称を定めるため、豊岡市子育て支援総合拠点等施設愛称検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、施設の愛称の公募に応募のあった愛称の案について、意見交換などを行い、施設にふさわしい愛称の案を市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 芸術文化観光専門職大学 副学長
- (2) アイティ同友店会 会長
- (3) 子育て総合センター元気ing 会員
- (4) 生きがい創造学院 学院生
- (5) NPO法人にほんご豊岡あいうえお 多文化共生マネージャー
- (6) 豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略会議 委員

### (任期)

第4条 委員の任期は第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その委員長が議長となる。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

### (委員の責務)

第7条 委員は、公平かつ公正に所掌事務を遂行しなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、愛称の案の作成に参加してはならない。

3 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。任期終了後も、同様とする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、豊岡市教育委員会こども育成課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2022年1月 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、所掌事務終了をもってその効力を失う。